

有明海・八代海で大規模な赤潮が発生

～養殖業に大きな打撃～

平成 21 年 7 月から 8 月にかけて有明海・八代海で発生した赤潮は広範囲に拡大し、長崎県・熊本県・鹿児島県の魚類養殖業に大きな打撃を与えました。

長崎県では、有明海・橘湾で 7 月赤潮被害が拡大し、4 漁協ではまち・たい等の養殖魚が大量にへい死しました。

熊本県では、7 月上旬に天草灘・八代海で赤潮警報が発令され、その後赤潮は過去に例を見ない程の細胞数に膨れ上がり、8 月に入ってへい死が発生、3 漁協ではまち・かんぱち等の養殖魚が大きな被害を受けました。

鹿児島県では、7 月下旬に八代海の赤潮警報が発令され、直後にへい死が発生しました。その後へい死は拡大し、2 漁協ではまち等の養殖魚に大きな被害が発生しました。

新聞などでは『この海域で今回ほど広域に広がった赤潮の発生は 19 年ぶり』と、大規模かつ深刻な養殖業への被害が報じられました。

このような異常な赤潮被害から、養殖業者の経営を守る制度が「赤潮特約」です。昭和 49 年 10 月以来、突発的に発生して多大な損害を与える異常な赤潮による被害を救済するため、養殖業者の負担とならないよう、その掛金は国と地方自治体で全額助成されています。これは行政庁が「赤潮特約」を養殖業の経営を守る重要な災害対策として位置付けている証左でしょう。この制度により、養殖業者は掛金を追加することなく赤潮対策を講じることができ、避けることのできない異常な赤潮に被災した場合にも受け取った共済金により養殖経営を続けることができるようになっていきます。

今回の赤潮被害に対して、長崎県では 9 月に 1.6 億円の共済金が支払われました。熊本県でも 9 月に全損となった契約については共済金の支払が、一部損失だった契約については共済金の仮払いが行われ、双方合わせた共済金の支払見込額は 2.3 億円となっています。鹿児島でも 9 月に仮払いが実施されており、共済金の支払見込額は 9.1 億円となって、3 県を合わせた総額で 13 億円となっております。今後も早急な共済金の支払ができるように事務を進めてまいります。

今回の赤潮被害を受けた養殖業者の皆様には心からお見舞い申し上げますとともに、今後とも赤潮など避けることのできない自然災害に対する備えとなる「ぎよさい」、養殖業の経営安定に貢献できる「ぎよさい」への加入促進を進めてまいります。地方公共団体をはじめ、関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

